

ちゅうなん トクトーク! 得トーク ライフ



vol.59

トピックス

- 暮らしのはてな?
著作権法はどのように改正されたの?
- 無料相談会のお知らせ
- NEWS
便利なテレビ電話サービス
- なんでもデータ!!
世帯人員別1ヶ月間の支出
～家計調査より～
- ちゅうなんインフォメーション
第9回ビジネスマッチング
withかながわ8信金

無料相談会のお知らせ

顧問弁護士による 法律相談

2/18(木)、3/11(木)、4/8(木)

顧問税理士による 税務相談

2/10(水)、2/24(水)、3/10(水)、
3/24(水)、4/14(水)、4/28(水)

当金庫提携先 株式会社朝日信託による 遺言信託・相続相談

随時個別開催

時間 法律・税務 10:00～12:00

ご相談場所

中南信用金庫経営情報センター
(伊勢原支店2階)

*ご相談の際には事前にご予約が必要です。
*詳しくは経営情報センターまたは営業店まで。
経営情報センター ご相談受付専用フリーダイヤル
☎ 0120-775-598

所得税及び復興特別所得税・贈与税の
申告・納税は、
令和3年3月15日(月)
までです。

顧問税理士による
税務相談会
をご利用ください!

2/10(水)、2/24(水)、3/10(水)

ご予約受付中!!

先着順ですので、ご予約はお早めに!

暮らしのはてな?

《著作権法はどのように改正されたの?》

インターネットの普及に伴い海賊版コンテンツによる被害が深刻化するなか、コンテンツ産業の振興や著作権法の目的である「文化の発展」を図るため、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年6月12日に公布されました。今回は、令和3年1月1日施行となった「著作権の適切な保護を図るための措置」について解説します。

1. 侵害コンテンツのダウンロード違法化

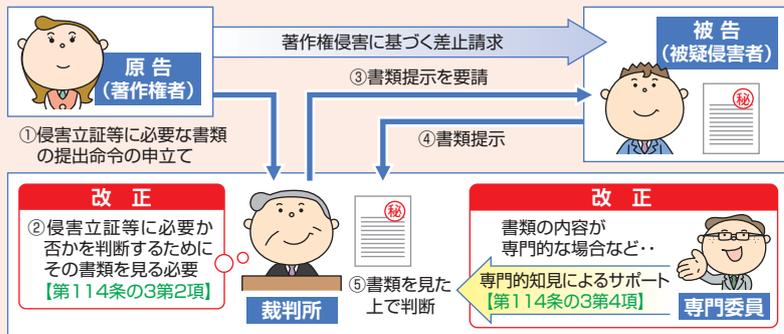
これまで違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードした場合に違法となる著作物は音楽・映像に限られていましたが、今回の改正で漫画・コンピュータプログラムを含む著作物全般に対象が拡大されました。著作権者は違反者に対して差止請求、損害賠償請求が可能であり、反復・継続してダウンロードを行う悪質なケースには刑事罰も適用されます。

＜改正後のイメージ＞

	民事措置 【第30条第1項第4号・第2項】	刑事罰 【第119条第3項第2号・第5項等】
対象著作物・対象行為	違法にアップロードされた著作物全般 漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」は対象外 スクリーンショットを行う際の違法画像等の写り込みについても違法とはならない(法第30条の2により措置) 二次創作・パロディは対象外	違法にアップロードされた著作物全般で、正規版が有償で提供されているもの
主観要件	違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合は対象 重過失によって違法にアップロードされたことを知らなかった場合も、対象とはならない	「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」は対象外
常習性		継続的に又は反復して行う場合が対象
法定刑の水準	—	2年以下の懲役・ 200万円以下の罰金(併科可)
親告罪の扱い		すべて親告罪(権利者の告訴が必要)

2. 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化

著作権の侵害訴訟では、侵害行為について立証するため、または侵害行為による損害額を計算するために、被告に対して必要な書類の提出を命じることができ、被告に提出を拒む正当な理由がある場合は提出を命じることができません。改正前は、裁判所は正当な理由の有無を判断するために、書類の所持者に当該書類の提示をさせることができませんでした。今回の改正で侵害行為について立証するため、または侵害行為による損害額を計算するために必要か否かの判断に必要な場合にも、当該書類を提示させることができるようになりました。その際、書類の専門性が高い場合には専門委員(大学教授など)のサポートを受けられるようになりました。



インターネットの普及のおかげで、様々なコンテンツを手軽に楽しむことができるようになりました。著作権者の権利を守りながら楽しめるよう、適切にアップロードされたものか確認する習慣を身に付けていきましょう。

※出典:文化庁ホームページ(https://www.bunka.go.jp/) 詳細については、上記ホームページをご確認ください。

NEWS!



～便利なテレビ電話サービス～

新型コロナウイルス感染症の終息は未だに見通しが立たず、国内であっても長距離の移動には注意を要する状況が続いています。離れて暮らす親族と長い間会えずにいるという人も少なくないなか、パソコンやスマートフォンの普及が進んだことで、テレビ電話を手軽に利用する人が増えています。テレビ電話専用が開発されたシンプルな機能のアプリや、SNS(ソーシャルネットワークサービス)の機能の1つとしてテレビ電話ができるアプリがあり、その多くが無料で利用できます。普段インターネットを利用しない高齢者向けに、テレビ電話専用の機器を開発しているメーカーもあります。なかには見守り機能を持つものもあり、高齢者の単身世帯が増加するなか、今後普及が進むことが予想されます。また、テレビ電話を高齢者福祉施設で家族との面会の代わりに使用している例もあり、新しい生活様式が推奨されるなか、感染リスクを抑えながらコミュニケーションを取るツールとして今後ますます利用が拡大していくでしょう。みなさんも、テレビ電話サービスの利用を始めてみてはいかがでしょうか。

なんでもデータ!!

世帯人員別1ヶ月間の支出 ～家計調査より～

食費や光熱費など生活のための日常的な支出である家計費。あなたのご家庭はいかがですか?

(単位:円)

世帯人員 (人)	1人	4人
有業人員 (人)	0.54	1.89
世帯主の年齢(歳)	59.0	48.4
消費支出	163,781	338,650
食料	40,331	83,799
住居	20,847	16,988
光熱・水道	11,652	23,731
家具・家事用品	5,308	12,542
被服及び履物	5,720	14,212
保健医療	7,666	12,707
交通・通信	20,989	57,810
教育	19	28,739
教養娯楽	18,746	34,495
その他の消費支出	32,503	53,628

家計調査(令和元年)より

※家計調査は国(総務省統計局)が毎月実施している統計調査です。全国の世帯の縮図となるよう統計理論に基づいて無作為に抽出し調査が行われています。調査世帯では6ヶ月間(単身世帯は3ヶ月間)毎日のすべての収入と支出を家計簿に記入します。

第9回

ビジネスマッチングwithかながわ8信金

「ビジネスマッチングwithかながわ8信金」は神奈川県内で活動される企業を中心に、新たなビジネス・パートナーを見つけるためだけの個別商談会です。9回目の開催となる今回は、商談会専用ホームページ上で商談したい相手先企業を探していただき、発注・受注企業からの商談希望をもとに個別商談の機会を提供します。

1. 開催期間 令和3年6月1日(火)～6月30日(水)

2. 募集企業 製造、食品・物販関係

3. 募集期間 「受注・サプライヤー企業」

令和3年2月15日(月)～3月12日(金)

※発注・バイヤー企業の募集は終了しています



エントリーはこちら

第9回ビジネスマッチングwithかながわ8信金

商談会専用ホームページ

URL <https://kanagawa-matching.8shinkin.jp/>

詳しい内容は窓口または涉外担当者へお問い合わせください。

気さくなおつきあい

中南信用金庫

<http://www.chunan-shinkin.co.jp>